

岡山大学大学院法務研究科規程

〔平成16年4月1日〕
岡大院法規程第1号

改正 平成19年3月15日〔規程第1号〕

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人岡山大学管理学則（平成16年岡大学則第1号）及び岡山大学大学院学則（平成16年岡大学則第3号）に基づき、岡山大学大学院法務研究科（以下「研究科」という。）に関し必要な事項を定める。

(研究科の目的)

第2条 研究科は、地域に奉仕し、地域に根ざした、人権感覚豊かな法曹の育成を目的とする。

(自己評価、教育研究等の状況の公表等)

第3条 研究科は、研究科に係る点検及び評価（以下「自己評価」という。）を行い、その結果を公表する。

2 前項の自己評価については、岡山大学の教職員以外の者による検証を受けるよう努めるものとする。

3 研究科は、教育研究及び組織運営の状況等について、定期的に公表する。

4 自己評価等の実施に関し、必要な事項は、別に定める。

(教育内容・方法の継続的な検討等)

第4条 研究科は、研究科において教育を行う各教員の教育能力向上について、次の各号に掲げる事項を実施する。

一 学生による授業評価

二 研究科において教育を行う各教員が、その教育内容・方法について、共同で検討する機会（以下「教育内容・方法検討会」という）を設けること。

三 教育内容・方法検討会における研究・検討に際して、必要があるときには、研究科において教育を行う教員以外の者を参加させ、その意見を聴くこと。

四 その他、各教員の教育能力向上のために必要な事項

2 前項の事項の実施に関し、必要な事項は、別に定める。

(副研究科長)

第5条 研究科に、副研究科長を置く。

2 副研究科長に関し、必要な事項は、別に定める。

(標準修業年限)

第6条 研究科の課程の標準修業年限は、3年とする。

(最長在学年限)

第7条 研究科には、6年を超えて在学することはできない。ただし、大学院法務研究科教授会（以下「教授会」という。）が別に定めるところにより研究科において必要とする法律学の基礎的な学識を有すると認めた者（以下「法学既修者」という。）については、4年を超えて在学することはできない。

(教育方法)

第8条 研究科の教育は、授業科目の授業によって行うものとする。

(授業科目及び単位数)

第9条 研究科が開設する授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

2 前項に規定するもののほか、臨時に開講する授業科目は、教授会がその都度これを定

める。

(授業の方法)

第10条 研究科は、事例研究、現地調査、双方向又は多方向に行われる討論又は質疑応答その他の適切な方法により授業を行う。

(単位の計算方法)

第11条 研究科における授業科目の単位の計算方法は、講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。

(成績評価基準等の明示等)

第12条 研究科は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示する。

2 研究科は、学修の成果に係る評価及び修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行う。

(履修方法)

第13条 学生の授業科目の履修方法については、別に定める。

(長期にわたる授業科目の履修)

第14条 研究科の学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

(履修の届出)

第15条 学生は、所定の期日までに法務研究科長に履修届を提出しなければならない。

2 前項の期間内に履修届を提出しない者は、履修することができない。ただし、特別な事情がある場合には履修を認めることがある。

(他の大学院の授業科目の履修)

第16条 研究科において教育研究上有益と認めるときは、他の大学院（外国の大学院を含む。）の授業科目を当該大学との協議に基づき履修させることがある。

2 前項の規定により修得した単位は、32単位を限度として修了の要件となる単位として認定する。ただし、法学既修者については、2単位を上限とする。

(入学前の既修得単位)

第17条 研究科において教育研究上有益と認めるときは、学生が研究科に入学する前に他の大学院（外国の大学院を含む。）において履修した授業科目について修得した単位を、修了の要件となる単位として認定することがある。

2 前項の規定により修了の要件となる単位として認定する単位は、転学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、前条により本学において修得したものとみなす単位と合わせて32単位を超えないものとする。ただし、法学既修者については、2単位を上限とする。

(成績の評価)

第18条 学生が履修した授業科目の成績の評価は、授業科目担当教員が、試験、報告書、日常の成績及びその他適切な方法により行う。

2 履修科目の成績は、A+、A、B+、B、C又は不可の評語をもってあらわし、A+、A、B+、B及びCを合格とし、不可を不合格とする。ただし、必要と認める場合は、A+、A、B+、B及びCに代えて、修了又は認定とすることができる。

(修了要件)

第19条 研究科の修了要件は、研究科に3年以上在学し、95単位以上を修得することとする。ただし、教授会が、法学既修者として認めた者については、30単位を修得し、

かつ、1年間在学したものとみなす。

(再入学)

第20条 研究科を中途退学した者が、再入学を願い出たときの選考方法は、教授会が別に定める。

2 前項により再入学した者の既修得科目、単位及び在学期間の認定は、教授会の議を経てその都度行う。

(転学)

第21条 他の法科大学院に在学している者で本研究科に転入学を志願する者がある場合は、選考の上、入学を許可することがある。

2 前項の規定により入学を志願する者は、現に在学する大学の長の許可書を出願の際願書に添えなければならない。

3 研究科の学生が他の法科大学院に転学を志願する場合の取り扱い、別に定める。

(科目等履修生、特別聴講学生、専攻生)

第22条 研究科所属の学生以外の者で、研究科の授業科目につき、一又は複数授業科目の履修を志願する者があるときは、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 他大学の大学院又は外国の大学院等の学生で、研究科の授業科目につき、一又は複数授業科目の履修を志願する者があるときは、当該大学との協議に基づき、特別聴講学生となることを許可することがある。

3 研究科所属の学生以外の者で、特定の事項について研修を希望するものがあるときは、専攻生として入学を許可することがある。

4 科目等履修生、特別聴講学生及び専攻生となることを志願した者に対する選考方法、その者の取扱い、履修することができる科目等については、別に定める。ただし、専攻生として入学を志願することができる者は、法務博士(専門職)の学位を取得した者又はこれと同等以上の学力を有すると認められた者とする。

(学生の守秘義務等)

第23条 学生は、授業科目のうちローヤリング・クリニック及び模擬裁判・エクスターンシップの履修に際して知ることのできた秘密を漏らしてはならない。学生でなくなった後といえども同様とする。

2 前項の義務に違反したと認められる学生は、所定の手続きを経て、学長又は研究科長が懲戒する。

3 前項に定める手続き等については、別に定める。

(雑則)

第24条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は別に定める。

(規程の改廃)

第25条 この規程の改廃は、教授会の議を経て行う。

附 則

1. この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 別表(第9条関係)の規定にかかわらず、平成18年度以前の入学者にかかる授業科目及び単位数は、下表のとおりとする。

	授 業 科 目	
	科 目 名	単位数
(A科目)：法律基本科目群 I. 基礎科目	統治の基本構造	2

	基本的人権の基礎	2
	民法Ⅰ（民法総則・物権法）	4
	民法Ⅱ（債権総論・契約総論・担保物権法）	4
	民法Ⅲ（契約各論・不法行為法）	4
	商法	4
	民事訴訟法	4
	刑法	4
	刑事訴訟法	2
Ⅱ. 基幹科目	公法総合演習Ⅰ（法と行政活動）	2
	公法総合演習Ⅱ（行政救済法）	2
	公法総合演習Ⅲ（基本的人権）	2
	民法演習Ⅰ（契約法）	2
	民法演習Ⅱ（金融取引法）	2
	民法演習Ⅲ（不法行為法）	2
	商法演習	4
	民事訴訟法演習	2
	民事法統合演習Ⅰ	2
	民事法統合演習Ⅱ	2
	刑法演習	4
	刑事訴訟法演習	4
Ⅲ. 選択科目	行政法特論	2
	家族法	2
	刑法特論	2
(B科目)：実務基礎科目群		
Ⅰ. 必修科目	法曹倫理	2
	要件事実と事実認定の基礎	2
Ⅱ. 選択必修科目	民事法実務演習Ⅰ	2
	民事法実務演習Ⅱ	2
	刑事法実務演習Ⅰ	2
	刑事法実務演習Ⅱ	2
Ⅲ. 選択科目	法情報基礎	1
	ローヤリング・クリニック	3
	模擬裁判・エクスターンシップ	3
	司法制度論	1
(C科目)：基礎法学・隣接科目群		
Ⅰ. 基礎法学科目	法哲学	2
	法社会学	2
	法制史	2
	外国法Ⅰ（英米法）	2

	外国法Ⅱ（中国法）	2
Ⅱ．隣接科目	政治学	2
	地方自治論	2
	行政学	2
	政治哲学	2
	企業会計論	2
	法と心理学	2
(D科目)：展開・先端科目群		
Ⅰ．医療・福祉系	医事法	2
	医学の基礎	2
	民事医療過誤法	2
	医事刑法	2
	生命倫理と法	2
	社会保障法	2
	高齢者と法	2
	家族法・手続法統合特論	2
	消費者法	2
	人権救済手続法	2
	医療福祉研究(ネットワーク・セミナー)	2
Ⅱ．法とビジネス系	経済法（独禁法）Ⅰ	2
	経済法（独禁法）Ⅱ	2
	経済法（事例研究）Ⅲ	2
	経済刑法	2
	知的財産法Ⅰ	2
	知的財産法Ⅱ	2
	税法Ⅰ（個人）	2
	税法Ⅱ（法人）	2
	税法Ⅲ（租税手続法・事例研究）	2
	住民訴訟法	2
	倒産処理法Ⅰ（個人）	2
	倒産処理法Ⅱ（法人）	2
	倒産処理法Ⅲ（事例研究）	2
	民事執行法	2
	民事保全法	2
	国際取引法	2
	法律英語	2
	保険法	2
	証券取引法	2
	企業法務	2
	決済と法	2
	企業取引法特論	2
	不動産登記法	2
労使関係法	2	

Ⅲ. Ⅰ, Ⅱ以外の展開・先端 科目	労働者保護法	2
	応用労働法	2
	国際法	2
	国際私法	2
	環境法	2
	情報法	2
	少年法	2
	裁判外紛争解決制度論	2
	交通賠償法	2
	刑事心理学	2
法医学	2	

附 則
この規程は、平成19年4月1日から施行する。

別表（第9条関係）

	授 業 科 目	単位数		
	科 目 名			
(A科目)：法律基本科目群	Ⅰ. 基礎科目	統治の基本構造	2	
		基本的人権の基礎	2	
		民法Ⅰ（民法総則・物権法）	4	
		民法Ⅱ（債権総論・契約総論・担保物権法）	4	
		民法Ⅲ（契約各論・不法行為法）	4	
		商法	4	
		民事訴訟法	4	
		刑法	4	
		刑事訴訟法	2	
		Ⅱ. 基幹科目	公法総合演習Ⅰ（法と行政活動）	2
	公法総合演習Ⅱ（基本的人権）		2	
	公法総合演習Ⅲ（行政救済法）		2	
	民法演習Ⅰ（契約法）		2	
	民法演習Ⅱ（金融取引法）		2	
	民法演習Ⅲ（不法行為法）		2	
	商法演習		4	
	民事訴訟法演習		2	
	民事法統合演習Ⅰ		2	
	民事法統合演習Ⅱ		2	
	刑法演習		4	
	刑事訴訟法演習	4		
	Ⅲ. 選択科目	行政法特論	2	
		家族法	2	
		刑法特論	2	
	(B科目)：実務基礎科目群	Ⅰ. 必修科目	法曹倫理	2
			要件事実と事実認定の基礎	2
			民事訴訟実務	2
刑事訴訟実務			2	
Ⅱ. 選択必修科目		ローヤリング・クリニック	3	
		模擬裁判・エクスターンシップ	3	
Ⅲ. 選択科目		法情報基礎	1	
		要件事実・民事法演習	2	
		刑事弁護実務演習	2	
		司法制度論	1	

	授 業 科 目	
	科 目 名	単位数
(C科目) : 基礎法学・隣接科目群		
I. 基礎法学科目	法哲学	2
	法社会学	2
	法制史	2
	外国法 I (英米法)	2
II. 隣接科目	地方自治論	2
	行政学	2
	政治哲学	2
	企業会計論	2
	法と心理学	2
(D科目) : 展開・先端科目群		
I. 医療・福祉系	医事法	2
	医学の基礎	2
	民事医療過誤法	2
	医事刑法	2
	生命倫理と法	2
	社会保障法	2
	家族法・手続法統合特論	2
	消費者法	2
	人権救済手続法	2
	医療福祉研究(ネットワーク・セミナー)	2
II. 法とビジネス系	経済法(独禁法) I	2
	経済法(独禁法) II	2
	経済法(事例研究) III	2
	経済刑法	2
	知的財産法 I	2
	知的財産法 II	2
	税法 I (個人)	2
	税法 II (法人)	2
	税法 III (租税手続法・事例研究)	2
	住民訴訟法	2
	倒産処理法 I (清算(破産法))	2
	倒産処理法 II (再建(民事再生・会社更生等))	2
	倒産処理法 III (事例研究)	2
	民事執行法	2
	民事保全法	2
	保険法	2

	授 業 科 目	
	科 目 名	単位数
Ⅲ. I, II以外の展開・先端 科目	証券取引と法	2
	企業法務	2
	企業取引法特論	2
	不動産登記法	2
	労使関係法	2
	労働者保護法	2
	応用労働法	2
	国際法	2
	国際私法	2
	環境法	2
	情報法	2
	少年法	2
	裁判外紛争解決制度論	2
	交通賠償法	2
	刑事心理学	2
	法医学	2

学生実務実習規則

第1条（実務実習事項）

岡山大学大学院法務研究科の学生は、本研究科が設置する実務実習科目である『ローヤリング・クリニック』及び『模擬裁判・エクスターンシップ』（法律事務所でのエクスターンシップを対象とする）履修の一部として、実際の民事・刑事・行政の事件につき、以下の各種の行為を含む法律実務を取り扱うことができるものとする。

（1）民事事件、行政事件について

法律相談、事件受任立会、事情聴取、文献・資料の収集、事件処理方法についての討議、訴訟関係書類その他裁判所関係書類の作成・提出、各種行政機関への申立書類の作成・提出、仲裁機関等への提出書類の作成・提出、尋問準備、法廷傍聴、和解打合せ立会、民事保全事件の裁判官面接・審尋への立会、裁判外交渉への立会、調停・仲裁等への立会、契約書・遺言書の作成、契約締結立会、強制執行・保全執行立会

（2）刑事事件について

事情聴取、勾留状謄本請求、弁護方針等についての討議、現場調査、各種異議申立書作成・申立手続、警察官・検察官・裁判官との面接・交渉、被害者・関係者との面接・示談交渉、学説・判例・文献調査、供述録取書作成、意見書作成、保釈請求その他の保釈関係書類作成、保釈に関する裁判官・検察官との面接立会、起訴状の検討、請求予定証拠の検討、証拠開示請求書の作成、弁護側立証準備（証書準備、尋問準備等）、公判立会、弁論要旨作成

第2条（実務実習科目履修条件）

実務実習科目を履修するためには、学生は以下の条件を満たさねばならない。

- （1）岡山大学大学院法務研究科に在籍していること。
- （2）『法曹倫理』、『要件事実と事実認定の基礎』、『民事訴訟実務』、『刑事訴訟実務』の単位、および『民事訴訟法演習』または『刑事訴訟法演習』のいずれかの単位を修得していること。
- （3）守秘義務を遵守する旨の誓約書を岡山大学大学院法務研究科長宛に提出していること。
- （4）当該学生の適格性について、岡山大学大学院法務研究科長の書面による認証があること。

第3条 指導担当弁護士の資格

実務実習科目を担当する実務家教員は以下の要件を満たす者でなければならない。

- （1）原則として、5年以上の弁護士経験を有する者であること。
- （2）クリニックまたはエクスターンシップにより学生を指導する者として、岡山大学大学院法務研究科長の書面による承認を得ていること。

第4条 実際の法律実務取扱について

実務実習科目における法律実務の取扱いに際しては、指導担当弁護士及び学生は以下の取扱事項を遵守しなければならない。

- （1）取扱事件等の受任については、指導担当弁護士が受任するか否かを判断するものとする。
- （2）学生自身は、名目の如何を問わず、取扱事件等の依頼者等に対して報酬を請求し、またはこれらの者から報酬を受領してはならない。

- (3) 学生は、取扱事件等については指導弁護士の監督、指導の下で行動するものとし、学生が取扱事件等に関して行った行為についてはすべて指導担当弁護士が責任を負うものとする。
- (4) 学生に指導担当弁護士の監督、指導の下で事件に関与させることについて、指導担当弁護士は、取扱事件等の依頼者または被疑者・被告人から書面による同意を取得するものとする。
- (5) 取扱事件等の依頼者・関係者との面談、裁判所、検察庁、仲裁機関、留置所・代用監獄、各種行政機関その他取扱事件等に関係する機関等への出頭にあたっては、常に指導担当弁護士が同席または同行するものとし、依頼者等への発問、仲裁機関での発言等については、必ず指導担当弁護士の直接の監督下で行うものとする。
- (6) 取扱事件等の相手方との面談・交渉、裁判官・検察官との面接にあたっては、指導担当弁護士は、相手方、裁判官または検察官の了承を得るものとする。
- (7) 調停期日等非公開手続への立会の際には、指導担当弁護士は、当該手続の主宰者及び事件関係者の同意を得るものとする。
- (8) 裁判所等に提出する書面については、必ず指導担当弁護士が提出前に点検・添削を行い、指導担当弁護士名で提出するものとする。

第5条 その他

- (1) 実務実習科目の実施に関し、必要な事項は、別に定める。
- (2) 守秘義務をはじめ学生がクリニック・エクスターンシップを受講するに際して遵守すべき義務ならびに学生の義務違反に対する退学処分を含む処分及び処分の手続については、法務研究科規程によって施行する。

附 則

この規則は平成17年3月11日より施行する。

附 則

この規則は平成18年2月22日より施行する。

附 則

- 1 この規則は平成19年4月1日より施行する。
- 2 改正後の第2条(2)の規定にかかわらず、平成18年度以前に入学した学生については、従前の例によるものとする。